

野々市市地域防災計画

第 I 編 一般災害対策編

第 1 章 総則

第 2 章 一般災害予防計画

第 3 章 一般災害応急対策計画

第 4 章 復旧・復興計画

第 5 章 複合災害対策計画

第2章の構成

節	項	担当班	頁
第1節 防災知識の普及	1 基本方針 2 職員等に対する防災教育 3 学校教育における防災教育 4 市民に対する防災知識の普及 5 防災相談及び意識調査 6 災害教訓の伝承	避難所班	2-1-1
第2節 市民及び事業者等の とるべき措置	1 基本方針 2 市民のとるべき措置 3 事業者等のとるべき措置 4 市民及び事業者等による地区内の防 災活動の推進	消防班・商工班	2-2-1
第3節 自主防災組織の育成	1 基本方針 2 地域住民等の自主防災組織 3 事業所の自衛消防隊等	福祉班	2-3-1
第4節 防災ボランティアの 活動環境の整備	1 基本方針 2 防災ボランティアの環境整備 3 防災ボランティアの把握等 4 防災ボランティアの育成	衛生班・福祉班・ 建設班	2-4-1
第5節 防災訓練の充実	1 基本方針 2 防災訓練計画	総務班	2-5-1
第6節 防災体制の整備	1 基本方針 2 市の活動体制	総務班・調査班・ 相談班・情報班・ 福祉班・建設班・ 給水班	2-6-1
第7節 通信施設の災害予防	1 基本方針 2 通信施設設備の整備	総務班	2-7-1
第8節 水害予防	1 基本方針 2 水防計画に基づく危険区域の監視 3 農業用排水路工作物の点検 4 水防資機材の点検配備 5 水防作業員等の確保 6 避難準備措置の確立 7 地下空間の浸水対策 8 自主防災組織の育成	福祉班・児童福祉 班・保護救護班・ 復旧班・避難所班	2-8-1
第9節 季節風・台風等に対 する風害予防	1 基本方針 2 電力施設の予防対策 3 通信施設の予防対策 4 家屋等建築物の倒壊防止及び緊急措 置の徹底	総務班	2-9-1

節	項	担当班	頁
第10節 火災予防	1 基本方針 2 出火防止、初期消火 3 火災警報の発令 4 所要地域の警戒措置等 5 消防力の強化 6 消防機関の警戒措置体制の確立 7 火災発生防止の徹底 8 救助・救急体制の整備	消防班	2-10-1
第11節 避難体制の整備	1 基本方針 2 避難所の指定等 3 二次避難支援体制の整備 4 避難誘導標識等の設置 5 安全確保計画 6 避難所運営の周知 7 自宅内避難所の設置	情報班・福祉班・ 保護救護班・避難 所班	2-11-1
第12節 要配慮者対策	1 基本方針 2 在宅の要配慮者対策 3 社会福祉施設等の防災体制の整備 4 外国人等に対する防災対策 5 障害者に対する情報伝達等	福祉班・児童福祉 班・保護救護班・ 避難所班	2-12-1
第13節 緊急輸送体制の整備	1 基本方針 2 臨時離着陸場の整備 3 緊急通行車両確保体制の整備 4 火災予防措置	復旧班・消防班	2-13-1
第14節 医療体制の整備	1 基本方針 2 医療救護体制の整備 3 情報連絡体制 4 応援医療従事者の受け入れ体制	保護救護班	2-14-1
第15節 健康管理活動体制の 整備	1 基本方針 2 平時の健康管理対策 3 健康管理活動実施体制の整備	保護救護班	2-15-1
第16節 こころのケア活動体 制の整備	1 基本方針 2 こころのケア実施体制の整備 3 情報連絡体制の整備 4 こころのケアチームの活動計画の作 成等	保護救護班	2-16-1
第17節 食料及び生活必需品 等の確保	1 基本方針 2 市、市民等の役割分担 3 食料及び生活物資の確保 4 物資の集積、配送地の整備 5 義援金及び義援物資の受け入れ・配 分マニュアルの作成	福祉班	2-17-1

節	項	担当班	頁
第 18 節 豪雪に対する雪害予防	1 基本方針 2 主要除雪路線の確保 3 適期の道路除雪の実施 4 主要食料等の確保 5 雪に強いまちづくりの推進 6 寒冷対策の推進 7 ごみ・し尿処理対策 8 医療措置 9 文教措置 10 建物除雪措置 11 雪捨場の確保	衛生班・復旧班・ 建設班・避難所班	2-18-1
第 19 節 干ばつに対する災害 予防	1 基本方針 2 生活水の確保 3 農作物被害の予防 4 防火対策の強化	復旧班・給水班・ 消防班	2-19-1
第 20 節 防災パトロール等による災害予兆の早期 発見	1 基本方針	総務班	2-20-1
第 21 節 危険物に対する災害 予防	1 基本方針 2 石油類に対する措置 3 プロパンガスに対する措置 4 都市ガスの保安 5 火薬、毒物及び劇物に対する措置 6 市民に対する避難等の広報等	消防班	2-21-1
第 22 節 公共施設災害予防	1 基本方針 2 道路施設の整備 3 河川の整備 4 公園、緑地等の整備 5 上下水道の整備 6 電力施設の整備対策 7 通信施設の整備対策 8 農地、農業用施設整備対策 9 一般廃棄物処理施設整備対策	衛生班・復旧班・ 給水班・下水道班	2-22-1
第 23 節 防災上必要な施設及 び資機材等の点検整 備	1 基本方針 2 防災上重要な公共建築物の整備 3 防災備蓄倉庫、備蓄用資機材等の整備 4 避難所案内板等の整備 5 ヘリコプター場外離着陸場等の整備	児童福祉班・避難 所班	2-23-1

第 2 章 一般災害予防計画

市は、災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するため、県や関係機関等の協力のもと必要な対策を講ずるものとする。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせで一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第 1 節 防災知識の普及

避難所班

1 基本方針

災害対策においては、人的被害の防止を最優先とするため、市は、平素から防災関係職員はもとより、市民一人ひとりに対して、初等教育段階から社会人教育に至るまでの様々な機会をとらえて、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、市民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及啓発に努める。

2 職員等に対する防災教育

市は、災害発生時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に推進するため、市及び防災関係機関の全ての職員等に対し、防災教育を取り入れるなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 先進地視察、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時の活動マニュアル等印刷物の配布
- エ 非常参集訓練等の実施、市総合防災訓練への参加促進
- オ 防災士取得の支援

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- イ 災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 職員動員体制及び任務分担
- オ 防災関係法令の運用
- カ 本市の地形及び状況等による災害の危険度
- キ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- ク その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、災害に強い市民を育成する上で重要であるため、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校教育全体を通じて、以下の継続的な防災教育を推進する。特に、水害災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、市、防災関係機関、自主防災組織、市民、保護者等が密接に連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材、パンフレット等を作成及び活用し、以下の事項等について指導を行う。また、自分の安全を確保するための行動及び他の人、集団、地域等の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

カ 本市の地形及び状況等による災害の危険度

キ その他災害対策に必要な事項

(3) 高校及び大学においては、防災知識の普及とともに、災害時に自身の置かれた状況と役割を理解して自主的に行動できるよう、より実践的な防災教育に努める。

4 市民に対する防災知識の普及

市は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を図るため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。

また、防災リーダーの育成や、自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者等に関し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) テレビ、ラジオ、インターネット、メール配信、SNS等による普及

(イ) 新聞、雑誌による普及

(ウ) 広報野々市、ハザードマップ等印刷物による普及

(エ) ビデオ、映画による普及

- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- ウ 訓練の実施による普及
 - (ア) 市総合防災訓練の実施による普及
 - (イ) 自主防災組織等が実施する訓練による普及
- エ 社会教育施設の活用を通じた普及
 - 公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 災害についての知識及びその特性
- ウ 市民及び事業者等のとるべき措置
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 自主防災組織の活動
- カ 避難所等の情報
- キ 市の地形及び状況等による災害の危険度
- ク 地域の水害リスクや災害時にとるべき行動
- ケ 最低 3 日分、できれば 1 週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- コ 拠点避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- サ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- セ その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

- (1) 市は、令和 6 年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理するとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

(2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

消防班・商工班

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりが、また、事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき措置

(1) 平時

ア 日頃から出火の防止に努める。

(ア) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。

(イ) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損、転倒しないように措置するとともに、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

(ウ) プロパンガスボンベ等は、固定しておくとともに、止め金具、鎖の緩み、腐食等を点検する。

イ 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。

ウ 住宅用火災警報器を設置する。

火災による逃げ遅れを防止するため、寝室等に住宅用火災警報器を設置するとともに、定期的に点検する。

エ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。

(ア) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。

(イ) 家具の上に物を置かないようにする。

(ウ) ベランダの物品、屋根の工作物、看板等は、落下しないように措置する。

オ ブロック塀等の点検

ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、弱いところは補強するなど転倒防止の措置を講ずる。

カ 側溝や下水を清掃し、流れを良くする。

キ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄する。

なお、食料については、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により備蓄する。

(ア) 家族が必要とする7日分以上の食料及び飲料水

(イ) 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等

(ウ) 三角巾、ばんそうこう等の医薬品等

(エ) ラジオ、懐中電灯等の防災用品

- (オ) ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具等
- (カ) 自動車へのこまめな満タン給油
- ク 家族で次の対応措置を話し合う。
 - (ア) 災害発生時の役割分担及び避難場所等の事前確認
 - (イ) 毎日の行動予定及び災害時の連絡先並びに連絡方法
- ケ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
- コ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。
- サ 自宅内避難所を設置する。

大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。
- シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。

(2) 災害時

- 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。
- ア 自分自身の安全を確保する。
 - イ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項等をよく聞く。
 - ウ 外出をできるだけ見合わせる。
 - エ あわてて外に飛び出さないなど周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。
 - オ 戸を開けて出口を確保する。
 - カ すばやく火の始末をする。
 - キ 電気ブレーカーを遮断する。
 - ク 火が出たら隣近所で初期消火を実施する。
 - ケ 浸水のおそれのあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。
 - コ 避難は歩いて行い、荷物は少なくする。
 - サ 川べりには近づかないようにする。
 - シ 協力して救助や応急救護を実施する。
 - ス 乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、高齢者、妊産婦及び外国人など要配慮者は、必要な情報を得ることや迅速な避難行動をとることが困難であることから、必要な支援を行う。
 - セ 正しい情報を聞く（ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等で配信される情報が、誤報やデマでないかを判断し、むやみに拡散しない）。

3 事業者等のとるべき措置

- (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

ア 平時の心得

- (ア) 建築物の防火を図るとともに、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (イ) 商品、設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び破損防止措置を確認する。
- (ウ) 事業継続におけるリスク分析を行う。
- (エ) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
- (オ) 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。
- (カ) 損害保険への加入など資金の確保に努める。

イ 防災計画作成上の留意事項

- (ア) 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (イ) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。
- (ウ) 責任者の不在時について考慮する。
- (エ) 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- (オ) 他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- (カ) 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものとする。

(2) 災害時

災害時には、次のことに留意し、被害及び混乱の防止に努める。

- ア 自衛消防組織の出動、対策本部の設置、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
- イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- ウ 指示、案内等に当たっては、事業所の利用状況等により判断し、顧客、従業員等が適切な行動がとれるようにする。
この場合、要配慮者の安全に特に留意する。
- エ 火気使用設備、器具など災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。
- オ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市、警察、消防、放送局及び鉄道に対する問い合わせは控える。
- カ バス、タクシー、生活物資輸送車両など市民生活上必要な車両以外の使用は、できる限り控える。
- キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ク 建築工事、金属溶接作業、高速回転機械の運転など災害発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強など必要な措置を講ずる。

- ケ 付近の市民から協力を求められた場合は、出来る限り協力する。
- コ 交通網が混乱し、帰宅することが困難となった場合には、無理に帰宅せず、事業所等に留まることができるよう施設の開放に努める。
- サ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所等は出来る限り営業を継続し、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所等については、営業を継続するよう努める。
- シ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- ス 災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 3 節 自主防災組織の育成

福祉班

1 基本方針

地震等による大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげて対応することは当然であるが、市民一人ひとりが「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という認識を持って行動することが、被害の拡大防止を図るためには、極めて重要である。また、地震の発生時など、被害が広範囲に及ぶことが予想される災害時には、行政機関、防災関係機関等の対策と併せて、市民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。災害発生の初期段階においては、市民自らが地域と一体となって、初期消火、救出救護等の地域防災活動を主体的かつ迅速に行うことが、被害を軽減させるため、特に重要である。

このため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民、事業所等の防災意識の高揚に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という共助の意識のもとに、防災活動を組織的に行う自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、その活動について積極的に支援し、組織の育成強化に努め、地域防災体制の確立を図る。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、地域住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し、防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、防災士を育成するなど、リーダー育成に努めるとともに、女性の参画を促進し、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなど必要な財政措置等を講ずる。

◆【自警団一覧】(資料編「4 避難・救護」「(2) 救護等」参照)

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、この活動計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について周知し、理解の促進を図る。

ア 平時

(ア) 情報の収集伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
 - (エ) 防災資機材の備蓄及び管理
 - (オ) 避難行動要支援者の把握
 - (カ) 避難所となる学校との連携、情報交換及び協力体制の確立
 - (キ) 避難行動要支援者の避難支援等に関する個別計画の作成
 - (ク) 地域支え合いマップの作成
- イ 災害時
- (ア) 出火防止、初期消火活動
 - (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難命令の伝達
 - (ウ) 救出救護の実施及び協力
 - (エ) 避難所の開錠・開設の実施及び協力
 - (オ) 集団避難の実施
 - (カ) 避難所運営の実施及び協力
 - (キ) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
 - (ク) 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べ使用する火気使用設備及び器具や、貯蔵又は取り扱う危険物が質及び量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を受け入れする遊戯場、デパート等にあつては、地震時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は県、市及び防災関係機関の防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に連携協力できる体制の整備に努める。

また、各事業所にあつては、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊を充実及び強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減及び防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

衛生班・福祉班・建設班

1 基本方針

地震等の災害による被害の拡大を防止するためには、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民による自主的な防災・支援活動が必要である。

阪神淡路大震災の発生以来、幾多の災害を経験し、市民のボランティア活動に対する意識は高まっており、市は、ボランティア（非営利組織（NPO）・非政府組織（NGO）等のボランティア団体を含む）の防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解と参画促進のための広報活動に努める。

なお、市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と役割分担等を定めるよう努める。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、避難所における炊き出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 傷病者の応急手当など医療看護業務
- (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- (5) 通訳業務

- (6) 高齢者及び障害のある人等の介護業務
- (7) その他の専門的な技術、知識を要する業務
- (8) その他の業務

3 防災ボランティアの把握等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び社会福祉協議会は、災害時において 1 の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害ボランティアセンターの運営訓練

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害ボランティアセンターの運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、市及び県は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び社会福祉協議会等は、平時より防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するよう努めるとともに、地域における防災訓練等においても町内会、民生委員・児童委員、防災士など市民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び社会福祉協議会は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民、事業所、ボランティア団体等に活動参加を呼びかける。

特に、市内に所在する高校及び大学に対して、ボランティア活動への理解促進を図り、ボランティア組織の立ち上げを推進する。

(3) 市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動が効果的に行えるよう、県と連携して災害ボランティアコーディネーターを育成するなどボランティア活動の体制づくりに努める。

(4) 市は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常から以下の取り組みを推進する。

ア ボランティア団体の事前登録

イ 各種研修の実施

ウ 防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制の確保

- エ 防災ボランティア活動の拠点の確保
- オ 活動上の安全確保
- カ 被災者ニーズ等の情報共有体制の整備・強化

第 5 節 防災訓練の充実

総務班

1 基本方針

市は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

特に市民に対して、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努めるとともに、町内会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援や避難所の運営など共助についての理解促進を図る訓練を実施する。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアル等の見直しに反映する。

2 防災訓練計画

訓練は、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等がそれぞれの役割に基づき活動できるよう知識及び技能を習得し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう平素から連携協力体制を確立し、より実践的な訓練を実施するよう努める。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他、地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

- ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上、市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関や学校、自主防災組織、市民、防災士等の地域に関係する多様な主体の参加を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営、避難所運営、福祉避難所開設・運営等の各種訓練を総合的に実施する。また、各種感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で訓練を年 1 回以上実施することとする。

なお、訓練に当たっては、地域住民、自主防災組織等との協力関係を構築し、地域と一体となった訓練を実施するよう努める。

ウ 市民及び自主防災組織の防災訓練

大地震発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、市民においては「自分のことは自分で守る。」、自主防災組織においては「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練など各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得する。

市及び防災関係機関は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第 6 節 防災体制の整備

総務班・調査班・相談班・情報班・福祉班・建設班・給水班

1 基本方針

災害時における応急復旧対策を円滑に推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策及び方針決定過程及び防災の現場において、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するほか、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

また、洪水浸水想定区域等に配慮しつつ、防災に関する中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含む）、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の非常用電源の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時からの点検、訓練に努める。

2 市の活動体制

（1）災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

（2）国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

（3）災害情報の収集

市は、平時から町内会ごとの災害時における情報収集体制を構築するよう努める。

（4）情報発信

市は、避難所、町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、本市外に避難する市民のため、他の地方公共団体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強

化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、災害時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、他の地方公共団体や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(6) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(7) 受援計画の策定等

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。

なお、各種感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースに適切な空間を確保することに配慮するほか、応援職員を派遣する際は、派遣職員の健康管理等に配慮する。

(8) 安否不明者の氏名等の公表等

市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努める。

(9) 災害対応マニュアルの整備

市は、災害時に迅速かつ的確に対応するため、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルを作成するなど業務に応じた各種災害対策マニュアルを担当部課（局）で整備する。

(10) 市民相談窓口の開設場所等の事前選定

市は、市民相談窓口の開設場所を事前に選定し、速やかな被災者支援に努める。

(11) 罹災証明書交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明書を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

ア 罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、石川中央都市圏で共有可能なマニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例を参考にして、地理情報システム（GIS）等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

イ 自治体間の支援体制を確立するための協定等を締結する。

ウ 国、県等が実施する罹災証明書交付事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。

エ 災害協定を締結するなど民間の調査要員の確保策について検討するとともに、住家被害の調査及び罹災証明書の交付担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定結果等を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

オ 大学と連携した調査方法を検討する。

(12) 安否情報の収集・提供体制の確立

市は、安否情報を速やかに収集し、提供するため、平素より警察、病院と連携するとともに、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の運用について検討する。

(13) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数及び建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導體制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(14) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を活用する。

また、市は、白山野々市広域事務組合と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物の多重化や代替性の確保に努める。

(15) 遺体安置所の事前選定

市は、住宅環境等に配慮した上で、事前に遺体安置所の設置場所を選定する。

(16) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民にわかりやすい制度の周知に努める。

(17) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(18) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(19) 事業継続力強化支援計画の策定支援

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会の事業継続力強化支援計画の策定を支援する。

(20) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(21) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を

行う。また、平時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。

(22) 代替水源の確保

市は、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度や、消雪井戸の活用等により、代替水源の確保に努める。

◆【災害時給水井戸一覧】(資料編 第 4 章 第 3 節「1 災害時給水井戸一覧」参照)

◆【災害時給水井戸配置図】(資料編 第 4 章 第 3 節「2 災害時給水井戸配置図」参照)

(22) 防災関連システムの整備・利活用

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進し、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。また、システム操作の習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第 7 節 通信施設の災害予防

総務班

1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市、県及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。

2 通信施設設備の整備

(1) 防災行政無線の活用

災害発生時には、通信網の寸断及び通信の輻輳により、情報の収集伝達が困難となり、迅速な災害応急対策の実施に支障を来たすおそれがあることから、次の防災行政無線の活用を図り、通信の確保に努める。

ア 職員等災害従事者との連絡を図るための移動系防災行政無線

イ 市民への迅速な情報提供を図るための同報系防災行政無線

(2) コミュニティ FM の活用

市は、コミュニティ FM 放送局「えふえむ・エヌ・ワン」が非常放送設備の整備促進を図り、地震災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう送信所等の建物の耐震力の強化を図るよう協力を求める。

(3) 通信設備の整備

市は、災害時における迅速かつ的確な情報伝達を図るため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ、ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ、メール配信（ほっとHOTメール、緊急速報メール等）、携帯端末用防災アプリ（Yahoo!防災速報）、IP通信、回覧板アプリ（結ネット）など多様な情報伝達手段の整備と活用を推進するとともに、災害時優先電話、衛星携帯電話、携帯電話、公共安全LTE（PS-LTE）、無線等の通信手段の確保に努める。

また、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者、要配慮者利用施設の施設管理者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、N T T等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第8節 水害予防

福祉班・児童福祉班・保護救護班・復旧班・避難所班

1 基本方針

水害を予防するため、平時から河川など危険箇所の調査、点検及び整備を計画的に実施し、治水事業の促進、河川管理の強化、水防体制の充実強化、水防と河川管理との連携強化等に努める。

豪雨等により河川の水位が上昇するおそれがあると判断したとき、又は水防警報が発せられたときは、毎年度策定する「水防実施計画」により所要の警戒措置を講ずる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会、手取川・梯川水系流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、メディア関係者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、地震発生に伴う河川、水路等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨による二次災害が予想されるとき、危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。この団員の配置等危険区域の監視体制については、あらかじめ定めておく。

3 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、平時より管理する施設を点検し、災害予防に万全を期するため必要な措置を講ずる。

4 水防資機材の点検配備

防災倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材を配備する。

また、使用後は、直ちに不足分を補充する。

5 水防作業員等の確保

豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、その状況に応じて消防団に危険箇所の巡視の準備を指示するなど、人員確保のための所要の措置を講ずる。

人員不足を想定し、あらかじめ市内の土木建設業者等の協力要請を考慮した動員計画を定め、水防活動に必要な人員を確保する。

また、河川付近等における危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

6 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

豪雨等に伴って河川の水位が上昇しているときは、その状況に応じて、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある地区の住民に対し、別に定める「水害時における避難行動計画及び避難指示等判断・基準マニュアル」に従い、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、市民の生命、身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は水防法に基づき、指定された浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮の要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であつて、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(3) 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、水害時における避難行動計画等をあらかじめ作成するとともに、洪水ハザードマップ等を作成し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、市民に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、水害時における避難行動計画の作成に当たっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、安全確保を講ずべきことにも留意するとともに、水害と複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等複合的な発生を講ずべきことにも留意する。

(4) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

ただし、市長は、当該要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努め、所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な非難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 洪水浸水想定区域内に位置し、大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛防災組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）を作成するとともに、浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(5) 上流域管理者との連携

市は、水位周知河川に影響を与える手取川及び手取川ダムを管理する金沢河川国道事務所と連携体制を構築し、ダムの異常洪水時防災操作など上流域の動向を注視する。

7 地下空間の浸水対策

(1) 市及び県は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

(2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

(3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

8 自主防災組織の育成

市は、水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るとともに、町内会や自主防災組織において水防活動を行う者に対し、研修や訓練に参加する機会を提供する。

第 9 節 季節風・台風等に対する風害予防

総務班

1 基本方針

季節風、台風等に対する風害予防は、その予想進路、気象情報等により予想し得る気象状況を早期に把握して、市民への広報など必要な措置を講ずる。

家屋など建築物の管理者は、平時より定期的な点検及び整備を行う。

2 電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第 23 節「公共施設災害予防計画」に準ずる。

3 通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第 7 節「通信施設の災害予防計画」に準ずる。

4 家屋等建築物の倒壊防止及び緊急措置の徹底

家屋等建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行うものとし、状況に応じて家屋その他建築物の管理者に対して、次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋及び梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 倒れるおそれのある煙突、看板、塀等は針金等で補強する。
- (4) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろし又は伐採する。
- (5) 電力引込線を点検し、たるみや破損のあるものは、直ちに電力会社に連絡する。

第 10 節 火災予防

消防班

1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大しているなか、地震に伴う火災の発生により、人的及び物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保等に努める。

火災の予防は、日頃からの防火思想の普及徹底、防火管理の推進及び消防体制の充実によりその効果を期すべきものであるが、強風、異常乾燥等の火災危険気象下、地震発生時においては、特にこれらの措置を一時的に強化して対処するものとし、次の対策を講ずる。

なお、白山野々市広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び野々市消防署（以下「消防署」という。）が所掌する事項については、消防本部の定めによる。

◆【野々市市の消防組織】（資料編 第 7 章「1 野々市市の消防組織」参照）

2 出火防止、初期消火

（1）出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、「白山野々市広域事務組合火災予防条例」の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者及び使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

（2）初期消火体制の確立

火災の被害防止又は被害の軽減を図るためには、初期消火が基本であることから、初期消火の目的が十分発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。特に市民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努める。

また、自主防災組織、自衛消防隊等、市民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震等により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の醸成に努める。

3 火災警報の発令

市長は、消防法第 22 条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報を発令する。

4 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火対象物の警戒

市及び消防本部は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいものあるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

5 消防力の強化

(1) 消防団の強化

市は、野々市市消防団（以下「消防団」という。）の消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

ア 消防施設装備や消防資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防関係職員の充実を図るなど消防体制の確立に努める。

イ 危険地域における消火栓及び防火水槽等の消防水利の増設に努め、その適正配置を推進する。プール等の水利については、消防ポンプ自動車の水利部署位置の確保について、それぞれの管理者に協力を求める。

◆【消火栓及び防火水槽設置状況】

（資料編 第 7 章「2 消火栓及び防火水槽設置状況」参照）

◆【防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧】

（資料編 第 7 章「3 防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧」参照）

ウ 地域の消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

エ 町内会、自主防災組織と連携して団員の確保に努めるとともに、女性及び学生の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、地域への啓発等により、団員定数の増員と充足率の向上を図るとともに、消防団OB等を活用する機能別団員、特定の活動のみを行う機能別分団制度の導入を検討し、活動の多様化及び活性化を図る。

オ 大規模災害の発生に備えて、救助・救急体制の整備を図るため、エンジンカッターやチェーンソーなど救助用資機材の整備を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）等を

整備し、講習及び訓練を実施することによる使用方法の熟知を図り、即時対応力の強化に努める。

(2) 機械器具の点検

市長は、消防機関に大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせる。

ア 通常点検

消防団各分団において、毎月 1 回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検

消防団は、年 1 回以上分団ごとに特別点検を行う。

ウ 現場点検

火災注意報、強風注意報等の発表時における機械器具、人員の配備及び防火など災害防止対策の適正化について、消防署及び消防団が相互に協力して行う。

(3) 教育、訓練

消防団員がいかなる災害に対しても、迅速かつ有効適切な処置をなし得るようその資質の向上と学術及び技術の修習並びに心身の練磨を図るため、積極的に次の教育・訓練を実施する。

ア 一般教育

(ア) 研修会を開催するなど、消防精神の向上に努める。

(イ) 県消防学校教育訓練計画の趣旨に基づき、消防団員の消防知識及び実務能力の向上を図るため、毎年若干名を県消防学校に派遣する。

(ウ) 救命率向上を図るため、市民に広く救命講習の指導を行う応急手当普及員講習を受講する。

イ 訓練

一般教育と併行して次の訓練等を行い、消火活動の万全を期する。

(ア) 消防用機械器具操法訓練

(イ) 機関運用及び放水演習

各分団において毎月 1 回以上実施するものとし、年間 1 回以上全団員を招集して、実地訓練を行う。

(ウ) 救急救助訓練

(エ) 災害応急対策訓練

6 消防機関の警戒措置体制の確立

消防機関は、大火危険気象下又は火災警報が発令された場合の警戒措置として、あらかじめ次の事項について策定しておく。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

- (3) 警戒出動のための要員出動及び伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制
- (5) 消防無線、防災行政無線等の通信系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

7 火災発生防止の徹底

(1) 火災警報の発令及び伝達

消防法第 22 条第 3 項及び白山野々市広域事務組合火災警報発令規則により、火災警報が発令されたときは、速やかに本計画第 3 章第 3 節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」に準じて関係機関及び市民に伝達し、火災発生の防止に努める。

(2) 火災予防思想・知識の普及

市長及び消防団長は、消防本部の行う予防査察、防火指導等の業務に積極的に協力するとともに、春秋火災予防運動期間、防災週間、異常気象時、手取川七ヶ用水の工事停水時、火災発生直後等、あらゆる機会に市民の火災予防思想の向上と知識の普及を図る。

8 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 体制の整備

ア 県及び市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

第 11 節 避難体制の整備

情報班・福祉班・保護救護班・避難所班

1 基本方針

市は、建物倒壊、出火・延焼、津波等の災害、各種感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保され、避難者が避難生活を送るために必要十分な拠点避難所及び避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ避難所として指定するとともに、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。また、平時から、拠点避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民に周知徹底を図るとともに、災害時に拠点避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合は、自らの命を守る最善の行動をとる「緊急安全確保」を行う。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画を活用し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要とされる場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、市・県及び保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

2 避難所の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難所等をあらかじめ指定するとともに、町内会や自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や広報野々市等により、市民等へ周知徹底を図る。

なお、避難所の指定に当たっては、規模(受入可能人数)・設備内容について考慮し、協定を締結するなど事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。

(1) 拠点避難所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設であり、災害が発生した場合にまず初めに開設する。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

(イ) 災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

イ 指定避難所

(ア) 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

(イ) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災等に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努める。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、空調、非常用発電設備等の整備、電力容量の拡大に努める。

さらに、避難者が災害に関する情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(キ) 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ク ペット動物の飼育場所の確保等

必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

- (ケ) 学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (コ) 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。
- (サ) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- (シ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- (ス) 男女双方の視点の取り入れ
プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努める。
- (セ) 市は、平時から、避難所における N P O ・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。
- (ソ) 市は、保健師、福祉関係者、N P O 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (タ) 市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (チ) 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 自主避難所

台風などにより自宅で過ごすことが不安な方が自主的に避難するための一時的な避難所として、また、避難行動に時間を要する高齢者などに対して、迅速な避難を促す「高齢者等避難（警戒レベル3）」を発令した際の避難所として開設する。

自主避難所への避難にあたっては食料、飲料水、毛布など一時的な滞在に必要な物資を持参することとする。

なお、自主避難所として施設を開設したのち、さらに危険性が高まり、「避難指示（警戒レベル 4）」を発令した場合は、当該施設を引き続き避難所として使用する。

（3）予備避難所

災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所で、避難者が多数になり、拠点避難所への受入れが困難となった場合又は、高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として開設する。

予備避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

（4）福祉避難所

一般の避難所において避難所生活が困難となる高齢者や障害者、医療ケアを必要とする者など特別な配慮を必要とする要配慮者が滞在する以下の要件を備えている避難所とする。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れられるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

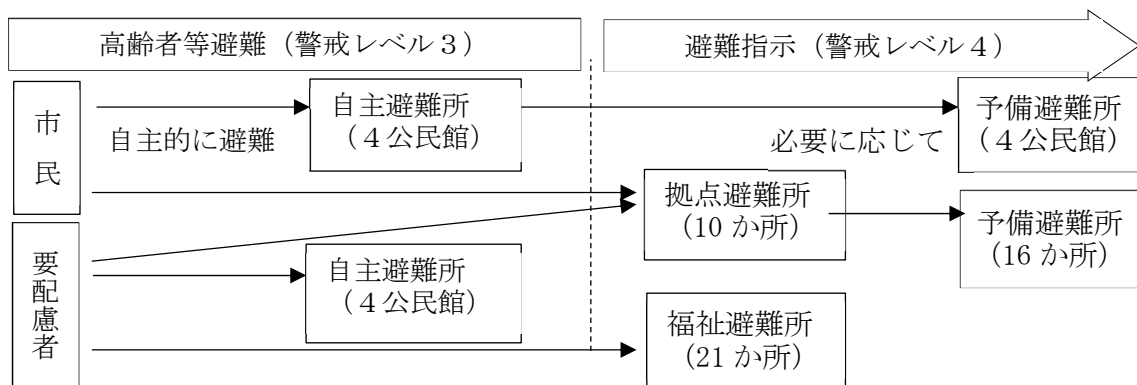
◆【避難所区域割】（資料編 第 4 章 第 1 節「1 避難所区域割」参照）

◆【避難所一覧】（資料編 第 4 章 第 1 節「2 避難所一覧」参照）

（5）一時的避難場所

各町内会が指定する公園などオープンスペースで、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定める場所で、町内会は地域住民の安否確認等を行う。

市民の避難の流れ [台風や大雨の場合]



※緊急時に最寄りの指定公共施設を開放する。また、閉館時は施錠されているため、状況に応じて順次開錠する。

◆【一時的避難場所一覧】(資料編 第 4 章 第 1 節「3 一時的避難場所一覧」参照)

3 二次避難支援体制の整備

要配慮者は、避難所内の一般スペースでは心身の健康の維持が困難な要素が多いことから、市は、福祉避難所の指定など支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チームや関係団体と連携し、協力体制を構築するとともに、福祉避難所マニュアルを作成し、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所又は医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 避難誘導標識等の設置

市は、避難所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

5 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、「避難誘導計画」を策定し、避難路の安全を確認するとともに、市、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法及び引き渡し、下校の方法、飲料水及び医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所など多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

6 避難所運営の周知

避難所は、町内会、自主防災組織等を中心とした自助、共助による避難者自身による運営を基本とし、避難所運営訓練の実施、避難所運営マニュアルの活用等により、市民に対し、避難所運営方法を周知する。

7 自宅内避難所の設置

市民は、大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。

第 12 節 要配慮者対策

福祉班・児童福祉班・保護救護班・避難所班

1 基本方針

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、傷病者、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人などの要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な避難行動をとることが困難であるため、被害を受ける可能性が高い。

市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、町内会、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための対策の充実を図る。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画作成の推進

市は、平時より町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会等による主体的な個別避難計画の作成を推進する。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (イ) 要介護 3 以上の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の交付を受けている者
- (エ) 療育手帳 A の交付を受けている者
- (オ) その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) (ア) ~ (カ) に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ウ 避難行動要支援者名簿の記載事項の入手方法
- 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。
- エ 避難行動要支援者名簿の更新
- 市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市民の転入、転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。
- オ 避難行動要支援者名簿の管理
- 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合において、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- カ 名簿情報の提供
- 市は、平時より災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。
- また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報を提供するものとする。
- なお、避難行動要支援者名簿の情報の提供に当たっては、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。
- ク 情報伝達、避難支援体制等の整備
- (ア) 地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援体制の確立に努める。
 - (イ) 避難所等の指定に当たっては、避難行動要支援者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅への受け入れ・移送、民間の施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。
 - (ウ) 避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、自主防災組織の育成に努める。
 - (エ) 避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援

- ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課などの連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、町内会等が主体的に個別避難計画を作成するよう必要な支援を行う。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう助言する。
- イ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成等にデジタル技術を活用するよう努める。
- エ 市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から関係機関、各種団体、企業等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の充実を図る。
- オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(6) 防災マップの作成支援

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップ（地震災害）の作成支援に努める。

(7) 避難行動要支援者避難支援マップの作成支援

市等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成支援に努める。

(8) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。
- エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。
- オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(9) 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等の防災体制の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化する。

特に、夜間における消防機関等への連絡や入居者の避難誘導體制には、十分配慮した組織体制を確保する。

また、平時から関係機関、地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所・認定こども園等との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等とともに、災害に備えて施設入居者が最低限度の生活を維持することに必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、施設機能の応急復旧等に必要な、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）の防災資機材の整備推進に努めるとともに、その設置場所については、水没等を考慮し、適切に配置する。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

(4) 職員及び入居者に対する防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員及び入居者の災害時に関する知識を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設職員及び入居者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入居している施設にあっては、夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。

(5) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者施設における防災計画作成指針」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

4 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備に努める。

5 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備等に努める。また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な緊急通報手段の整備等に努める。

第 13 節 緊急輸送体制の整備

復旧班・消防班

1 基本方針

交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の応急活動の確保に努めるとともに、交通規制を実施し、緊急物資輸送体制を確保するため、県の緊急輸送道路と整合性を図りつつ、本市においても災害復旧優先道路を定め、緊急輸送道路や市の防災拠点を連結し、災害の応急措置の迅速化を図る。

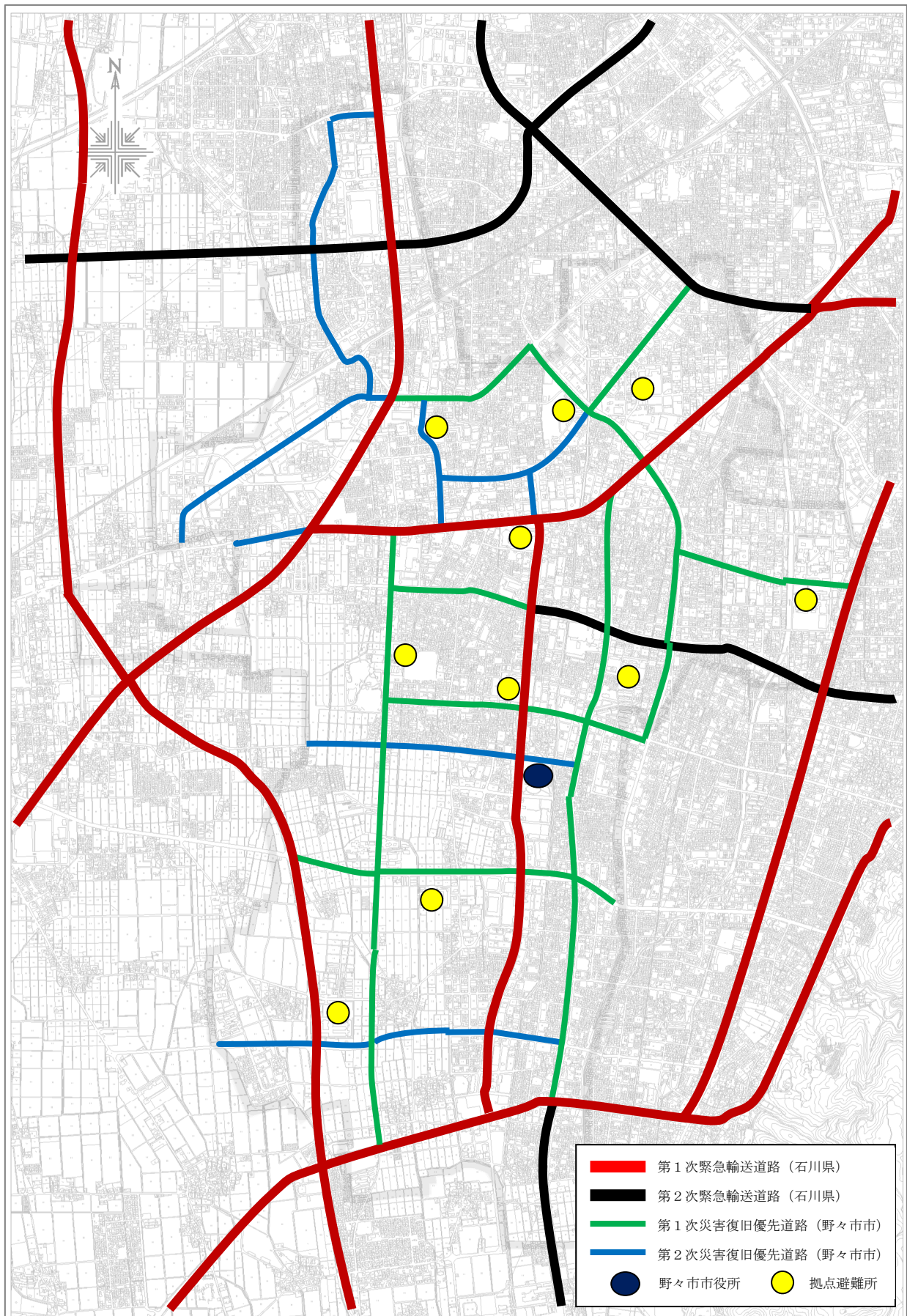
また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するに備える。

また、市及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

緊急輸送道路及び災害復旧道路と拠点避難所



◆【緊急輸送道路及び災害復旧優先道路】

(資料編 第 5 章 第 1 節「1 緊急輸送道路及び災害復旧優先道路」参照)

◆【防災拠点】(資料編 第 5 章 第 1 節「2 防災拠点」参照)**2 臨時離着陸場の整備**

市長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地进行を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地进行を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

◆【飛行場外離着陸場等一覧】

(資料編 第 5 章 第 3 節「2 飛行場外離着陸場等一覧」参照)

3 緊急通行車両確保体制の整備

災害発生時には、災害対策基本法 76 条第 1 項の規定により、県公安委員会が緊急通行路を指定し、緊急通行車両以外の車両は通行できなくなることから、市所有の必要な車両は、平時に緊急通行車両の事前届出を行って事前届出済証を受けておく。

また、地震災害応急対策計画上、民間の所有する車両が必要になる活動については、あらかじめ必要な車両についての配備計画を整備し、市内の土木建設業者、運送業者等と「災害時における貨物自動車の協力に関する協定」等の締結を進めて、緊急通行車両の事前届出を指導する。

なお、災害時に緊急通行路を通行できるのは、緊急自動車「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条に定める車両」及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両確認証明書・標章の交付を受けた緊急通行車両だけである。

(1) 緊急通行車両の事前届出

市は、保有する全ての車両について、災害時の応急対策活動で緊急通行を実施するため、届出書を白山警察署に事前に提出し、届出済証の交付を受ける。

また、老朽化等により車両を廃棄した場合には、すみやかに届出済証を返還するとともに、更新した車両について、新たに届出書を提出する。

◆【緊急通行車両一覧】(資料編 第 5 章 第 2 節「1 緊急通行車両一覧」参照)**(2) 標章及び緊急通行車両確認証明書**

別記様式のとおりとする。なお、標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時において事前届出済証を警察署へ提示して交付を受ける。

◆【標章及び緊急通行車両確認証明書】

(資料編 第 5 章 第 2 節「2 標章及び緊急通行車両確認証明書」参照)

4 火災予防措置

本章第 10 節「消防力の充実、強化」に準ずるものとするが、地震発生時においては、市民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、第 II 編 地震災害対策編 第 3 章第 5 節「災害広報」により火災予防上必要な事項について市民に周知徹底する。

第 14 節 医療体制の整備

保護救護班

1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。

◆【医療機関一覧】（資料編 第 4 章 第 2 節「1 医療機関一覧」参照）

2 医療救護体制の整備

ア 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、補助者 2 名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師 1 名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、震災時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

3 情報連絡体制

ア 市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

イ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

4 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第 15 節 健康管理活動体制の整備

保護救護班

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

市は、平時より、市民の健康管理意識の向上に努めるとともに、「市健康管理活動マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速、円滑に健康管理活動を実施できるよう、体制の整備に努める。

2 平時の健康管理対策

市は、平素の健康管理活動で地区ごとに健康障害発症のハイリスク者を把握し、保健指導を実施する。また、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努め、自己管理の必要性についても啓発する。

市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、お薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 健康管理活動実施体制の整備

市は、災害時の健康管理活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食糧備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。また、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築にも努める。

第 16 節 こころのケア活動体制の整備

保護救護班

1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、被災した市民が避難生活上のストレス、絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くおそれがある。

市は、平時から、県、精神科医療機関等と緊密な連携を図り、地震発生時に被災した市民のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 こころのケア実施体制の整備

市は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

3 情報連絡体制の整備

市は、県、精神科医療機関等と平時から連携し、精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

4 こころのケアチームの活動計画の作成等

災害時において、迅速かつ円滑にこころのケアチームが活動を開始できるよう事前に関係機関との連携を図り、受入体制の整備に努める。

第 17 節 食料及び生活必需品等の確保

福祉班

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努め、備蓄状況の確認を行う。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

2 市、市民等の役割分担

(1) 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(2) 市は、被災者に迅速に物資等を給与するための計画を策定し、物資等の調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、物資の供給に当たり、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

(3) 市民は、「自分のことは自分で守る。」という自覚をもとに、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により 7 日間以上生活できるように食料等の備蓄に努める。

(4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民のことも考慮しながら可能な方法及び範囲での物資の備蓄に努める。

(5) 市及び県は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

3 食料及び生活物資の確保

市は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を次により行う。

(1) 地震被害想定等を参考として、食料品及び生活必需品について、避難者想定の日分を目標に備蓄に努めるとともに、事業所等の協力を得て、出来る限りの物資を調達できる体制を整備する。

また、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品、食物アレルギーに対応した食品を備蓄するとともに、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が迅速かつ適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行う。

(2) 保存年限及び耐用年数のあるものについては、買換えを行い備蓄する。

(3) 物資の用途、避難所の位置等を勘案して、物資の分散備蓄及び集中備蓄を適切に行う。

4 物資の集積、配送地の整備

(1) 市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、地域内輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、体制を整備するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

(2) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分け及び配送について、災害協定締結先等民間事業者を活用するための体制整備を図るとともに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理など発注方法の標準化に努める。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、災害発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な「受け入れ・配分に関するマニュアル」を作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第 18 節 豪雪に対する雪害予防

衛生班・復旧班・建設班・避難所班

1 基本方針

雪害の予防は、交通及び輸送路の確保を図ることによりその効果を期し、産業及び経済の振興と市民生活の安定に寄与すべきものとするが、異常降積雪による被害を軽減するため、主として次の処置を講ずるものとし、細部については、「野々市市雪害対策要綱」の定めるところによる。

2 主要除雪路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪量等を勘案し、毎年度策定する「道路除雪実施計画」により、特に交通の確保を必要とする路線の除雪に努める。

なお、計画の決定に当たっては、国、県及び隣接市の除雪計画と十分な調整を図る。

3 適期の道路除雪の実施

交通その他の輸送確保のため、降雪期明けに行う主要路線の道路除雪は、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期にこれを行う。

4 主要食料等の確保

県と協議し、主食用米穀、生鮮食料品、燃料等の確保に努めるほか、豪雪が予想されるときは、関係事業者団体及び市民に協力を求めて、次の措置を講ずる。

- (1) 備蓄及び貯蔵可能な食料、加工品及び乳児用粉乳の備蓄を促す。
- (2) 飲料水を確保するため、水道設備の凍結防止措置を講じ、又は講ずるよう促す。
- (3) 暖房用・炊事用の燃料を備蓄するよう促す。
- (4) 救急医薬品及び衛生資材を備蓄するよう促す。

5 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市及び県は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市、県及び防災関係機関は、融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

6 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

7 ごみ・し尿処理対策

降積雪期間のごみ・し尿の収集等は、次の処置により計画的に処理するとともに、一般に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集

各家庭に対してごみの減量を促すとともに、降雪により収集が遅延する場合、家庭でごみを一時保管するために袋（ビニール、紙）等の準備を促す。また、ごみ収集車の通行が不可能な地区に対しては、通行可能な場所まで搬出するなど、事前に町内会等を通じて市民に協力を求める。

(2) し尿の汲取り

積雪時の汲取りの低減を図り、衛生的な生活環境を維持するため、計画的及び定期的な汲み取りの実施を呼びかける。

8 医療措置

救急患者の発生に備えて、その搬送体制を整備する。

9 文教措置

通学路を確保し、必要により集団登下校を行わせ、教職員、保護者、地域が連携しながら誘導することなどにより登下校時の安全を図る。

10 建物除雪措置

(1) 公共施設

それぞれの施設管理者において措置すべきものとするが、降積雪状況を考慮し、必要に応じて除雪要員の動員等の対策を講ずる。

(2) 一般建物

降積雪状況により、町内会等を通じて一斉に屋根の雪下ろしを行うよう促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、高齢者、障害者等の家屋については、地域関係者の協力を求める。

11 雪捨場の確保

雪捨場の選定に当たっては、事前に関係機関と十分に協議して選定し、市民に対しては、その位置を周知するとともに、みだりに中小河川へ雪を捨てないよう促し、河川の溢水等のないよう配慮する。

第 19 節 干ばつに対する災害予防

復旧班・給水班・消防班

1 基本方針

異常天候による干ばつ災害の予防のため、予想し得る気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害を軽減するよう努める。

2 生活用水の確保

市管理の水源井戸（地下水）と県営水道（河川水）を併用して供給することにより生活用水の安定供給を図り、渇水に際しては、市民に節水協力を強く求める。

また、水圧低下等による断水地域に対しては、給水車等により生活用水の給水を実施する。

3 農作物被害の予防

市及び農業協同組合は、事前に干ばつ被害の防止技術等防止対策について、農作物の生育状況に応じた個別具体的対策について県より指導を受け、生産者に周知を図る。

4 防火対策の強化

水源の枯渇と異常な乾燥により、火災発生時には大規模災害の危険性が增大することから、防火体制を徹底し、消防水利の確保に努めるとともに、市民に対して火災予防の周知徹底を図る。

第 20 節 防災パトロール等による災害予兆の早期発見

総務班

1 基本方針

各種の災害に迅速かつ的確に対処するため、日頃から定期的な市内のパトロールを実施するとともに、調査点検を実施して危険箇所を把握し、被害の軽減に努める。

なお、パトロールに当たっては、特に次の現象に注意する。

- (1) 局部的沈下、隆起又は亀裂
- (2) 水田、用水路の急激な増水又は減水
- (3) 井戸水の濁り又は枯渇
- (4) 建造物及び立ち木の傾き
- (5) 石積み、擁壁等のはらみ、段差又は崩落
- (6) 異臭や刺激を感じるなどの違和感

第 21 節 危険物に対する災害予防

消防班

1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性又は引火性物品及び毒物、劇物等の危険物品は、災害発生時において被害を拡大する重要な要因となることから、これら保管施設の状況等を把握し、次のとおり災害時における緊急措置を定め、被害の拡大防止を図る。

2 石油類に対する措置

(1) 災害時における事故発生の防止

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）の管理者及び所有者等に対して法令に基づく保安体制の強化及び付近住民への安全措置が十分に行われるよう要請する。

(2) 立入検査の実施

消防機関は、適宜、立入検査を実施し、事故防止のため万全な措置を指導し、状況により取扱い及び維持管理並びに運搬等について規制措置を講ずる。

また、管理者及び所有者に対して施設の耐震・耐火性の向上や災害対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

(3) 災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な措置が講ずるよう次の事項について周知徹底を図る。

ア 石油類等の保管場所については、安全の確認及び安全上の措置を講ずること。

イ 消費中のものは、災害の状況により、すべての消費を一時停止すること。

◆【石油販売業者一覧】（資料編 第 6 章「4 石油販売業者一覧」参照）

3 プロパンガスに対する措置

(1) 災害時におけるガス事故の予防

本節 1 「石油類に対する措置」に準ずる。

(2) 災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な処置が講ずるよう平時から次の事項について周知徹底を図る。

ア コック類は、確実に閉める。

イ 容器の転倒を防ぐための処置を講ずる。

ウ 付近で火災が発生した場合、水をかけるなどの方法により、容器を冷却する。

4 都市ガスの保安

(1) 導管関係施設の保安

ガス事業者は、導管関係施設について定期的点検等を実施し、その安全を図る。

(2) 火災、地震等の災害時の措置

ア ガス供給の一時停止等の措置及びその広報

イ 危険区域の設定

5 火薬、毒物及び劇物に対する措置

(1) 危険物等の所有者、管理者及び取扱者に対して、本節 1「石油類に対する措置」に準じ、法令に定める必要な措置を要請する。

(2) 毒物及び劇物については、農業協同組合並びに一般取扱者に対して法令に定める十分な措置を要請するものとするが、二次災害の発生防止について、県及び警察と協議する。

6 市民に対する避難等の広報等

施設の所有者及び管理者は、市との連絡を保ち、災害の状況により、各種危険物に対する応急処理の状況及び避難等の広報に協力する。

なお、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の被害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第 22 節 公共施設災害予防

衛生班・復旧班・給水班・下水道班

1 基本方針

道路、公園等の公共施設は、避難、消火、救急活動など災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすことから、地震発生時に必要な機能を発揮できるよう、耐震診断及び耐震補強工事による整備促進に努めるものとし、工事担当者への耐震工法、耐震設計等耐震強化に関する知識の普及に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

2 道路施設の整備

災害時には、道路又は橋りょうは、市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助救出活動等に重要な役割を果たすことから、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう整備促進に努める。

(1) 道路の整備

災害により発生が予想される道路破損に加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。このため、これら災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

また、日頃からパトロールを実施し、危険箇所を把握するための点検及び調査を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。

3 河川の整備

災害時におけるダム、えん堤等の損壊により甚大な被害が発生するおそれがあることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来たすおそれがある箇所については、改修、補強等の整備促進に努めるとともに、新設に当たっては、耐震性を配慮した整備に努める。

また、抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

4 公園、緑地等の整備

地震災害時における公園、緑地等は、火災の延焼防止、避難路及び避難地としてばかりでなく、消防医療活動の拠点、応急仮設住宅の建設用地など計り知れないものがある。このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備促進に努めるとともに、防災機能を付加した地域防災拠点としての施設の整備に努める。

5 上下水道の整備

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努める。

ア 動員体制

防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合及び石川県さく井協会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に対応する。

◆【井戸の応急復旧等に関する協定書（29 野々市市と石川県さく井協会）】

（資料編 第 10 章 第 2 節「3 民間組織との協定」参照）

イ 連絡体制

事前に県及び（公社）日本水道協会石川県支部、その他協定締結団体との緊急連絡体制の構築に努める。

ウ 飲料水の確保

水道被害を未然に防止するとともに、水道被害時においても飲料水を確保するため平時から次の措置に努める。

（ア）水道施設の耐震化

（イ）代替水源等緊急水源として、井戸水等の確保

（ウ）ポリタンク、給水用ポリ袋、給水車、ろ水機及び管材料等の確保（自ら確保できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの借受及び県、他自治体等関係機関への協力要請を含めた資機材の調達計画の作成）

（エ）市民に対する貯水や応急給水についての周知

(2) 下水道の整備

既存下水道施設の耐震性の強化に努めるとともに、地震災害時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性の確保に努める。

ア 動員体制

あらかじめ防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合及び日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会との「災害時における応急対策に関する協定」に基づき円滑に

対応するとともに、応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

イ 連絡体制

事前に県及び石川県下水道協会、その他協定締結団体との緊急時連絡体制の構築に努める。

ウ 汚水排除機能の確保

(ア) 日頃から設備の巡視及び点検を行い、汚水排除機能の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材確保の体制整備に努める。

エ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常召集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

(3) 上下水道一体となった対応

発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域において、早期かつ同時期の復旧体制を強化するため、広域的な業者幹旋体制の確保に努める

さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平時から電力設備の防護対策に努める。

7 通信施設の整備対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。

8 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

市等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第 23 節 防災上必要な施設及び資機材等の点検整備

児童福祉班・避難所班

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

2 防災上重要な公共建築物の整備

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、防災関係機関の防災中枢機能の役割を担う施設をはじめとする次の公共建築物等については、市民、学童等の生命の安全確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震及び耐火構造化の推進を図るものとする。

特に、地域防災の拠点となる施設については、老朽化の兆候が認められる場合には、各地区のバランスに配慮しながら、優先的に整備するものとする。

- (1) 避難誘導、情報伝達、救助など防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 応急救護所、避難所となる学校、地区公民館、消防施設、社会福祉施設等の公共建築物等

3 防災備蓄倉庫、備蓄用資機材等の整備

災害時に活動の拠点となるよう市及び消防機関の資機材等格納庫の整備を図るとともに、自主防災組織の資材等格納庫等の整備促進を図る。

なお、災害応急対策等に要する資機材等は、常時点検整備して非常時に備える。

- (1) 市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫

- (2) 防災資機材等の整備

防災資機材等については、整備計画を定め、順次確保する。

- (3) 耐震性防火水槽の整備

市は、耐震性防火水槽の設置について、町内会等と協議し、計画的配置に努める。

4 避難所案内板等の整備

あらかじめ市民に避難所の周知徹底を図るため、避難所案内板等を整備するとともに、消火栓標識等に災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設（以下「拠点避難所」という。）の名称と方向を表示する。

5 ヘリコプター場外離着陸場等の整備

道路又は鉄道の寸断損傷により陸上輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう場外離着陸場の整備を図る。

また、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場は、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とし、事前に選定することにより、災害時の迅速な確保を図る。